　大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

１　指定取消し対象事業者

1. 法人名　株式会社fate
2. 代表者　代表取締役　中村　高志
3. 所在地　大阪府大阪市旭区赤川四丁目1番27号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名　　すまいるランド
2. 所在地　　大阪府守口市東光町三丁目5番13号
3. サービス種別　　放課後等デイサービス

３　指定取消し年月日

　平成31年2月28日（木曜日）

４　指定取消しの理由

（1）不正の手段による指定（法第21条の5の24第1項第8号）

法人は、人員基準上必要である保育士又は児童指導員について、指定時から人員基準を満たすことができないと認識していたが、変更届等を提出することなく、法第21条の5の3第1項の指定を受けた。